

## 加古川市就学援助に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加古川市就学援助規則（昭和54年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (認定基準)

第2条 規則第3条第2号にいう別に定める認定基準は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 世帯の前年分の合計所得金額が世帯構成別に定めた認定基準額（別表1）以下の世帯
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由がある世帯で、特に加古川市教育委員会（以下「委員会」という。）が認めたとき。

### (就学援助の内容)

第3条 規則第4条第1項各号に定める就学援助の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 学用品費・通学用品費

「学用品」とは、児童生徒の所持物品で学習に直接必要なものをいい、鉛筆、ノート、定規、国語辞典等をいう。ただし、生徒については、技術家庭科の実習材料及び特別教育活動に必要な物品を含む。

「通学用品」とは、児童生徒が通学のため通常必要とする物品をいい、ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨傘、制帽等を含む。

#### (2) 校外活動費

学校外へ教育の場を求めて行う学校行事（遠足、野外活動、工場見学、スキー教室等）に参加する場合に必要な経費で、交通費及び見学科に限る。ただし、予餞会、自然学校及びPTA会費等で賄われる活動のほか保護者に費用負担が発生しない活動は、就学援助の支給対象としない。

#### (3) 新入学児童生徒学用品費

「新入学児童生徒学用品」とは、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程に就学を予定している者が通常必要とする学用品及び通学用品をいう。ただし、第1号の学用品費・通学用品費と重複して、支給することができる。

#### (4) 入学準備金

次年度に小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程に就学を予定している者で市内に住所を有するもの（以下「入学予定者」という。）が通常必要とする学用品及び通学用品を購入するための費用をいう。ただし、第1号の学用品費・通学用品費と重複して、支給することができる。

#### (5) 修学旅行費

修学旅行（義務教育学校6年生においては、修学旅行に代わる行事）に必要な交通費、宿泊費（旅館その他宿泊施設から一定の割合で請求される奉仕料、米代、昼食代、船中宿泊のとき児童生徒が全員利用する毛布等の寝具借料を含む。）及び見学科をいい、参加児童生徒が均一的に負担する記念写真代、傷害保険料、医薬品代、しおり代も含める。

#### (6) 卒業アルバム代等

「卒業アルバム代等」とは小学校、中学校又は義務教育学校を卒業若しくは義務教育学校の前期課程を修了する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はこれに類するものの購入費をいう。ただし、PTA会費等で賄われるもののほか保護者に費用負担が発生しないものについては、就学援助の支給対象としない。

(7) 学校給食費

ア 学校給食の喫食日数に対する給食費。ただし、アレルギー等により、やむを得ず弁当を食する児童又は生徒は、弁当の喫食日数（学校給食実施日に限る。）に対する加古川市の学校給食費（牛乳、牛乳以外の学校給食）相当額。

イ この号の規定は、加古川市立小学校又は義務教育学校前期課程に在籍する児童には適用しない。

(8) 医療費

学校保健安全法第 24 条及び同法施行令第 8 条に定める次の疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合において、その疾病の治療のための医療に要する費用。ただし、保険診療分に限る。

ア トラコーマ及び結膜炎

イ 白癬、疥癬及び膿痂疹

ウ 中耳炎

エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド

オ う歯

カ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

(9) 通学費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路で公共交通機関により通学する場合の通学定期代。

（就学援助の額）

第 4 条 就学援助の額は、別表 2 のとおりとする。

（申請）

第 5 条 就学援助の申請は、就学援助世帯票兼申請書（様式第 1 号又は様式第 2 号）（以下「世帯票兼申請書」という。）をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 4 号に規定する援助費を受けようとする場合は、就学援助（入学準備金）申請書（様式第 1 号の 2 又は様式第 1 号の 3）をもって行う。

（認定及び通知）

第 6 条 規則第 7 条第 2 項に規定する就学援助の認定をした場合の通知は、就学援助認定通知書（様式第 3 号）（以下「認定通知書」という。）によって行い、認定しないと決定した場合の通知は就学援助不認定通知書（様式第 4 号）によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 4 号に規定する就学援助の認定をした場合の通知は、就学援助（入学準備金）認定通知書（様式第 3 号の 2）によって行い、認定しないと決定した場合の通知は就学援助（入学準備金）不認定通知書（様式第 4 号の 2）によって行う。

（申請の時期と援助金の適用）

第 7 条 援助の適用は、第 3 条第 1 号に規定する援助費にあつては、委員会への申請があつた日（以下「申請日」という。）がその月の 15 日までのときは当該月以降を、16 日から月末のときは翌月以降を支給対象として適用する。ただし、申請日が 6 月 30 日までのときは、当該年度の 4 月以降を支給対象として適用するものとする。

2 第 3 条第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に規定する援助費にあつては、申請日以降を適用する。ただし、申請日が 6 月 30 日までのときは、当該年度の 4 月以降を支給対象として適用するものとする。

3 第 3 条第 3 号に規定する援助費については、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程

若しくは後期課程に就学した児童生徒の保護者で、6月30日までに申請し、かつ当該年度当初より認定となった者について適用する。

4 第3条第4号に規定する援助費については、入学予定者の保護者で、入学する前年度の2月15日までに申請し、かつ認定となった者について適用する。

5 第3条第6号に規定する援助費については、1月1日から卒業式の日までの期間中に1日以上認定を受けている保護者について適用する。

6 第3条第9号に規定する援助費については、通学定期の有効期間中に通学した日が1日以上ある月を支給対象とし、当該有効期間の始期がその月の15日までのときは当該月以降を、16日から月末のときは翌月以降を支給対象として適用する。

また、当該援助費の支給を受けようとする者は、当該有効期間中に申請に伴う必要書類を提出しなければならない。ただし、委員会が認めたときは、この限りではない。

(執行についての学校長への委任)

第8条 保護者は、援助金の執行等について学校長に委任する場合は、その旨を記載した世帯票兼申請書又は委任状(様式第5号)により委任するものとする。

2 委任を受けた学校長は、執行等の内容について、就学援助費個人別支給調書(様式第6号)により委員会へ報告するものとする。

また、学校長は委任した保護者に対し会計内訳書(様式第7号)をもって援助金の執行内容を報告し、保護者の確認を得るものとする。

3 保護者が学校諸費を滞納した場合は、保護者は援助金の請求、受領及び執行を学校長に委任するものとする。

(給付方法)

第9条 援助金は保護者が申請の際に指定した口座に振込むものとする。

2 学校長が前条の規定により委任を受けている場合は、学校長が受領し、保護者に現金又は現物をもって支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、規則第4条第1項第7号の就学援助に係る給付については、現物給付(第3条第7号アのただし書に規定する者を除く)によって行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第8号に規定する援助費については、当該治療を行った医師又は医療法人の代表者の口座に振込むことができる。

(届出)

第10条 規則第10条に規定する異動の届出のうち、就学援助を受けている保護者又は委任を受けている学校長は、受給資格の喪失に該当する事由が生じたときは、就学援助資格喪失届(様式第8号)により委員会に届け出るものとする。

2 前項に掲げるもののほか、就学援助を受けている保護者は、申請の内容に変更が生じたときは、就学援助児童生徒に係る異動届(様式第9号)により届け出るものとする。

(認定の取消し及び給付の返還)

第11条 規則第12条第1項及び第2項に規定する就学援助の認定を取り消した場合及び既に給付した就学援助の返還を求める場合の通知は、就学援助の認定取消通知書兼援助金の返還命令通知書(様式第10号)又は就学援助(入学準備金)の認定取消通知書兼援助金の返還命令通知書(様式第11号)により行うものとする。

なお、第3条第1号に規定する援助費で既に一括支給しているものについては、認定の取消しをした日がその月の15日までのときは当該月以降を、16日以降のときは翌月以降の援助費を返還させるものとする。ただし、当該年度に卒業する児童生徒に限り、卒業式の日以

降に異動があった場合は、認定の取消しを行わないものとする。

- 2 第3条第9号に規定する援助費については、認定の取消しをした日とその月の15日までのときは当該月以降の援助費を返還させるものとし、16日以降のときは翌月以降の援助費を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 有効期間の始期が令和6年3月31日以前であって、同年4月以降を有効期間に含む通学定期については、この要綱による改正後の加古川市就学援助に関する要綱の規定を適用し、同月以降の有効期間に係る月分を支給対象とすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1)

### 世帯構成別認定基準額（年額）

世帯構成人員 (生計を一にしている人員)	認定基準額 (合計所得金額)	円
2人	1,947,000	
3人	2,536,000	
4人	2,852,000	
5人	3,220,000	
6人	3,757,000	
7人	4,203,000	
8人	4,735,000	
9人以上1人増すごとに	516,000	

(別表2)

## 就学援助金（年額）

(単位：円)

就学援助の内容	小・中の別 学年	小学校・義務教育学校前期課程		中学校・義務教育学校後期課程	
		準要保護者	要保護者	準要保護者	要保護者
※1 学用品費・ 通学用品費	1年	11,630		22,730	
	その他	13,900		25,000	
校外活動費	小 全学年 中 1・2 年	1,600		6,210 (宿泊を伴う もののみ)	
新入学児童生徒学用品費	1年	※2 64,300		※2 81,000	
入学準備金	入学予定者	64,300		81,000	
修学旅行費	小 6年 中 3年	※3 実費	※3 実費	※3 実費	※3 実費
卒業アルバム代等	小 6年 中 3年	※4 実費		※4 実費	
学校給食費	全学年	※5 実費		※5 実費	
医療費 (対象疾病のみ)	全学年	実費	実費	実費	実費
通学費	全学年	※6 実費	※6 実費 ※7	※6 実費	※6 実費 ※7

(備考)

- 1 この表において「要保護者」とは、生活保護法（昭和23年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- 2 この表において「準要保護者」とは、生活保護法（昭和23年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者をいう。

(注)

- ※1 学用品費・通学用品費について、支給対象月が12月に満たない場合、援助費の年額に支給対象月数を乗じた額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。
- ※2 入学前に入学準備金の支給を受けた場合は、新入学児童生徒学用品費の支給を重複して受けることができない。ただし、入学予定者として支給を受けた入学準備金の金額より、1年生として支給を受ける新入学児童生徒学用品費の金額が大きい場合は、その差額分について支給を受けることができる。
- ※3 修学旅行費については、小学校は22,690円、中学校は60,910円を支給額上限とする。

- ※4 卒業アルバム代等については、小学校は11,000円、中学校は10,000円を支給額上限とする。
- ※5 学校給食費については、加古川市の学校給食費を上限とする。
- ※6 通学費については、1月あたり10,000円を支給額上限とする。
- ※7 通学費が生活保護費から支給される場合は支給しない。
- ※8 義務教育学校の場合は、小学校1～6年を「義務教育学校1～6年」、中学校1～3年を「義務教育学校7～9年」に読み替えるものとする。